

## 新篠津村お試し暮らし住宅利用申し込みガイド

### ○新篠津村お試し暮らし住宅の概要

新篠津村への移住を検討される方が、村での生活を手軽に体験できるよう、家具家電や生活用品を備えた住宅を用意しています。

1週間から最大1ヶ月間の利用が可能です。

住宅は新篠津村の中心部に位置していますので、日常生活に利便がよく、村の様子もより身近に感じていただけます。

### ○住宅の概要

- ・戸数：1戸（平成30年10月現在）
- ・住所：〒068-1114 北海道石狩郡新篠津村第46線北12番地
- ・住宅構造：木造平屋建（2戸続き住宅のうちの1戸）
- ・延べ床面積：50.32㎡
- ・間取り：2DK
- ・建築時期及び改修時期  
建築：昭和62年 改修：平成30年9月（内装等）
- ・風呂：給湯（灯油）
- ・トイレ：水洗、ウォッシュレット付
- ・駐車：可（2台程度）
- ・住宅備品：ソファ・テーブル・食器棚・ごみ箱・テレビ台・チェスト・引出し・キッチンワゴン・シェルフ・傘立て・下駄箱・冷蔵庫・電子レンジ・テレビ・洗濯機・アイロン・炊飯器・ドライヤー・エアコン・暖房器具・IHコンロ・掃除機・掃除用具・調理器具（包丁・まな板・鍋・フライパン・ザル等）・食器・ハンガー等

### ○利用者の条件

- ・成人であること
- ・利用人数が4人以内であること
- ・新篠津村外に住所があること
- ・新篠津村内に親族等がないこと
- ・里帰りや旅行でないこと
- ・暴力団等の関係者でないこと

#### ○利用料金（借用料）

夏期（5月～10月） 2,000円／1日

冬期（11月～4月） 2,400円／1日

※利用料金には光熱水費、放送受信料を含みます。

#### ・利用料金に含まれないもの

通信費、寝具、消耗品（洗剤、トイレトーパー、村指定ごみ袋等）、交通費、食費等

#### ○利用期間

1週間（7日間）以上、1ヶ月（31日）以内

※年末年始の利用はできません。

※年度をまたぐ利用はできません。

※入居及び退去の日時は、平日の午前9時から午後3時までとさせていただきます。

#### ○遵守事項・禁止事項

##### （遵守事項）

- (1) 利用中は住宅の施錠を心掛けるなど管理について徹底すること。万が一鍵を紛失したときは、速やかに申し出てください。
- (2) 火気の取扱い、水道の凍結防止などに配慮してください。また、備付けの備品並びに什器類を適切に取扱うよう心掛けてください。
- (3) 住宅周辺の清掃などを適宜行って住環境保全に努めてください。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出してください。
- (5) 住宅の借用期間が満了したときは、必ず住宅の鍵を返却してください。
- (6) 鍵の改変や複製をしてはいけません。

##### （禁止事項）

- (1) 建物を破損、改造、改装すること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。
- (3) 事業その他を開業すること、又は興行を行うこと。
- (4) 家畜又はペットを同伴すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (6) 申請書に記載した体験者以外の者を宿泊させること。
- (7) 文書、図書、その他の印刷物を貼り付ける又は配布すること。
- (8) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (9) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (10) 麻薬類、銃砲、刀剣類、爆発物、発火物等を製造、保管、使用すること。

- (11) 施設の全部又は一部を転貸し、又は権利を譲渡すること。
- (12) その他施設の借用にふさわしくない行為をすること。

○その他

- ・備え付けの電話はありません。
- ・インターネット利用設備はありません。ポータブル wifi などを各自ご用意ください。

○利用のながれ

- ①新篠津村役場へ電話にてご相談ください。  
(総務課企画係：0126-57-2111)  
利用案内、借用申請書用紙などをお送りします。  
新篠津村ホームページからも入手できます。
- ②借用申請書を提出いただきます。(郵送可)  
申請書には身分証明書のコピーを添付してください。  
申請書は利用開始日の90日前から15日前までの間で受付します。(先着順)
- ③貸付決定書を交付します。(郵送等)  
利用期間を確認してください。  
利用開始日に役場へ来庁する予定時間をお知らせください。  
寝具のレンタルを希望される方はその旨お知らせください。
- ④利用開始日に役場へ来庁ください。  
定期賃貸借契約書を締結します。印鑑を持参ください。  
借用料支払納付書を交付します。期限内に役場出納窓口でお支払ください。  
注意事項等をお伝えします。  
住宅へ案内し、住宅等の説明をします。  
住宅の鍵をお貸し、利用開始となります。
- ⑤利用終了日、退去の用意ができましたら役場へ連絡ください。  
利用者、職員立会いのもと住宅内の確認をします。  
住宅の鍵を返還いただきます。  
利用者アンケートを提出いただきます。